

## ～ 税務TOPICS ～

### がん保険（終身保障タイプ）の保険料の取扱いが変わりました。

国税庁は平成 24 年 4 月 27 日、法人契約の「がん保険」（終身保障タイプ）の保険料の取扱いについて、法令解釈通達を公表しました。

今回は保険料の払込期間が「終身払込」であるものについて見ていきます。

#### 【内容】

<改正前> 全額損金

<改正後> 前払期間の保険料は、1/2 資産計上・1/2 損金計上  
前払期間経過後の保険料は全額損金とし、前払期間に資産計上した金額を期間に応じて損金処理

#### 【がん保険の範囲】

1. 契約者 : 法人
2. 被保険者 : 役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）  
ただし、役員等への給与に該当する場合を除く。
3. 保険期間 : 終身
4. 保険料払込期間 : 終身
5. 保険金受取人 : 会社、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）

#### 【保険料の税務上の取扱い】

保険期間を前払期間と前払期間経過後に区分し、それぞれ以下の取扱いとなります。

1. 前払期間  
加入時の年齢から 105 歳までの期間の前半 50%の期間については、  
1/2 を資産計上、1/2 を損金計上として計算します。
2. 前払期間経過後の期間  
上記前払期間が終了した後の期間は、支払い保険料の全額を損金に計上し、さらに  
上記資産計上された金額を残りの期間で按分して損金計上します。

#### 【その他留意事項】

1. 例外的取扱い  
保険契約の解約等において返戻金がないものについては、上記にかかわらず、保険料の払込の都度、保険料を全額損金の額に算入します。
2. 適用開始時期  
平成 24 年 4 月 27 日以後の契約に係る「がん保険」の保険料について適用されます。